

井上春成賞表彰技術の選考の考え方

井上春成賞委員会

1. 表彰技術の要件

- (1) 大学等や研究機関などの独創的な研究成果をもとに、開発、企業化された技術であって、わが国の科学技術の進展に寄与し、経済の発展、福祉の向上に貢献した技術であること。
- (2) 企業については開発に着手した企業を対象とし、実質的な販売活動を始めてから5年以内の技術であることを原則とする。
ただし、短期間では成果が出にくい分野の技術については、その特性を考慮して、必ずしも実質的な販売活動を始めてから5年以内の技術であることにはこだわらない。
尚、広く研究開発を奨励するために大河内記念賞、日本産業技術大賞、市村産業賞 本賞、恩賜発明賞を受賞した技術を除く。

2. 2度目の表彰

研究者と企業が同一の組み合わせであっても、前に表彰された技術を凌駕するものであれば表彰対象とする。ただし、他の同レベルと判断される候補技術がある場合は、初めての応募技術の方を優先する。

3. 応募者の国籍要件

研究者および企業の両方あるいは一方が日本国籍を有すること。

註) 日本国籍を有する企業とは、日本国内に本社を設けて設立された日本法による保護を受ける企業をいう。

4. 複合研究成果等

複合された研究成果をもとに企業化された技術、または、複数の企業により共同で開発、企業化された技術の表彰はその都度検討する。

5. 候補技術の選考

候補技術を原則2件選考する。

ただし、技術の特異性、市場特性を考慮して、中堅・中小企業技術1件を追加することができる。

以上